

## 児童手当制度改正 よくある質問

Q1 支給対象児童は？

A1 0歳～高校生年代の児童をいいます。

Q2 支給額は？

A2 3歳未満（第1子・第2子） 15,000円

（第3子以降） 30,000円

3歳以上～高校生年代（第1子・第2子） 10,000円

（第3子以降） 30,000円

Q3 高校生年代とは？

A3 18歳到達後最初の3月31日を迎えるまでの児童をいいます。

（平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの児童）

※進学のため、高校生年代の年齢であれば支給対象となります。

Q4 監護相当とは？

A4 19歳に到達する年度～22歳年度末までの子について、受給者から監護（めんどうをみている）に相当する日常生活上の世話及び必要な保護があり、かつ経済的負担があることをいいます。

なお、監護相当の判断にあたって、子の進学、就職、婚姻等の状況は問いません。

Q5 19歳に到達する年度～22歳年度末までとは？

A5 平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの子をいいます。

Q6 経済的負担とは？

A6 受給者と19歳に到達する年度～22歳年度末までの子が別居している場合の仕送りについて、その内容が金銭ではなく食料品や生活必需品等の場合であっても、その仕送りを欠くと通常的生活水準を維持することが困難であると考えられる場合は対象となります。

Q7 制度改正後の支給時期は？

A7 制度改正後の12月支給分（10月、11月分）は、令和6年12月6日頃に支給します。以降、支給月は偶数月（年6回）の6日頃となり、2か月分を支給します。

Q8 振込先口座は？

A8 請求者に限ります。

請求者以外（配偶者や児童）の口座を指定することはできません。

Q9 令和6年9月30日までに富岡町を転出する場合の手続きは？

A9 富岡町の転出予定日が令和6年9月30日以前の場合、富岡町での手続きは不要です。

転入先の自治体で手続きが必要となるため、忘れず申請してください。

不明な点は、転入先自治体へ相談してください。